

津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年6月22日

津和野町長 下森 博之

津和野町規則第14号

津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成17年津和野町規則第79号)
の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項を次のように改める。

2 減免については、1世帯当たり燃やせるごみ容器(袋大)年間30枚、容器
包装プラスチック容器(袋大)年間20枚、商品プラスチック容器(袋大)年間3枚、
カン・金属類ごみ容器(袋大)年間4枚、ビン・ガラス・陶器ごみ容器(袋大)年
間3枚とする。ただし、独居世帯については、(袋小)を減免する。

3 年度中途において減免の対象となった世帯については、その翌月から残
月数×(燃やせるごみ容器×2枚、容器包装プラスチック容器×1枚、カン・金
属類ごみ容器×3箇月1枚、商品プラスチック容器×4箇月1枚、ビン・ガラ
ス・陶器ごみ容器×4箇月1枚)とする。

第11条第1項中「条例第5条第4項」を「条例第5条第3項」に改める。

第20条中「条例第20条」を「条例第18条」に改める。

様式第1号(第9条関係)を別紙のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別紙

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

津和野町長 様

住所 津和野町
氏名
代理人名

手 数 料 減 免 申 請 書

津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する規則第9条の規定により、手数料の減免を受けた
いので申請します。

記

1 世帯の状況

	氏 名	性別	世 帯 主 と の 続 柄	年齢	生 年 月 日
世 帯 構 成					

2 減免を受けようとする事由

- (1) 生活保護法第11条に掲げる保護を受けている世帯
- (2) 障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)のみの世帯で町県民税非課税世帯(障害等級制限なし。)
- (3) 高齢者(70歳以上)がいる世帯で、町県民税非課税世帯
- (4) 母子世帯又は父子世帯で、町県民税非課税世帯
- (5) 天災その他特別な事由があると町長が認めた者

3 減免手数料

- ① 燃やせるごみ容器(大)(小) 枚
- ② 容器包装プラスチック容器(大)(小) 枚
- ③ 商品プラスチック容器(大)(小) 枚
- ④ カン・金属類ごみ容器(大)(小) 枚
- ⑤ ビン・ガラス・陶器ごみ容器(大) 枚

4 減免を受けようとする事由を証明する書類を添付する。